

特例措置希望理由書

PD 申請者で、出身研究機関を受入研究機関として選定する者は、特別研究員等審査会において以下のやむを得ない事由に該当すると判定された場合のみ、研究機関移動の特例措置（以下「特例措置」という。）が認められます。

特例措置希望理由書を提出する状況（例：出身研究機関と受入研究機関が同じである等）を明確にしたうえで、研究環境を変更できない事由を研究室の選定理由と関連づけて説明してください。

特例措置を希望する者は、「特例措置希望理由書」（本様式）を必ず作成してください。

- ・身体障害、出産・育児等の理由により出身研究機関以外の研究機関で研究に従事することが難しい場合
- ・研究目的・内容及び研究計画等から研究に従事する研究機関として出身研究機関以外の研究機関を選定することが国内の研究機関等における研究の現状において、極めて困難な場合

※ 本理由書に係る申請資格審査の実施状況について、本会のホームページを参照してください。

本会「特別研究員」ホームページ (<https://www.jsps.go.jp/j-pd/index.html>) → 「審査」 → 「申請資格審査状況」

出身研究機関と受入研究機関との関係：同一大学

見本

受入研究機関
選定理由書
(特例措置
希望者)

申請者登録名